

代表的なQ&Aについて

(査定図)

問1 査定図が欲しいがあるか？

答1 境界確定していれば、査定図（境界確定図）はあります。

しかし、大事な不動産の情報で間違いがあると影響が大きいので、電話、ファクシミリ、電子メール、手紙などでのお問い合わせには応じておりません。

直接来所いただいて、場所を確認してください。

(境界が確定してなければ図面はありません。)

また、図面検索の際、登記簿上の地番での検索になりますのでよろしくお願いします。

(査定図の内容)

問2 査定図（境界確定図）で何がわかるのか？

答2 官民道路（河川）境界がわかります。

この図面では、内容は境界標識がどこにあり、その間隔がどれくらいかなどの内容がわかります。

幅員については、道路台帳図でないとわかりません。

(幅員)

問3 道路の幅員が知りたい。

答3 道路台帳（縮尺1000分の1）で確認できます。問1における答1同様、来所して確認願います。

なお、境界確定していなくても、道路台帳図はあります。

ただし、用地買収や改修工事が完了していない場合、図面は更新できていない場合がありますのでご了承ください。

なお、建築基準法における幅員（認定幅員）は、道路台帳に出ている幅員を建築主事が認定すれば認定幅員となりますので、道路台帳図を持参されて建築主事にご相談ください。

(河川管理用通路の幅員)

問4 河川管理用通路の幅員が知りたい。

答4 河川管理用通路とは、河川の安全管理のための道路であり、管理上幅員については必要ではないため、幅員についての情報はありません。

生活用道路として市町村道に認定されている場合は、市町村道路管理担当課で「道路法」上の幅員がわかるとお思いますので、そちらでお尋ねください。

(敷地の間口)

問5 敷地の間口を知りたい。

答5 当所で閲覧出来る道路（河川）関係図面は、道路（河川）を管理するための特定の図面（主題図の一種）です。

個別の敷地の間口については当該図面には記載されていませんので、法務局にある地積測量図などで確認願います。

(地図記号の凡例)

問6 確定図の記号の凡例はどうか。

答6 図面の作製年度により記号の凡例は若干異なります。境界標識の種類表示については、個別図面ごとに確認してください。

(座標)

問7 座標が欲しい。

答7 来所いただいて、場所を確認した上で交付しています。

ただし、図面の作製年度が古いもの（おおむね昭和55年以前）については、座標がありません。

一部、境界標の復元や改修工事の関係で座標を測定し直したところがありますが、古い図面の場所については座標がないことがあります。

(境界標復元)

問8 境界標が図面上あるはずだが、現地がない。

答8 土や草で埋もれていたり、生け垣の中に取り込まれていることがありますので、周囲をよく探してみてください。

また、駐車場や塀などの外構工事の際、埋め込んでいたり、外してしまった事例もあります。

こうした場合には、施主の方が測量士など専門業者に依頼して費用は施主負担で境界標を復元してください。

なお、境界標については、当所で専門業者に無料でお渡ししています。

(民民の境界)

問9 隣接者の境界を確認したい。

答9 道路（河川）と民地との境界（現況管理）は確認できますが、民地同士の境界については行政が関与するものではありません。

関係者の方が法務局で調査などを行ってください。

(都市計画道路)

問10 都市計画道路（都計道）の範囲を知りたい。

答10 許認可指導課ではわかりません。原則、市の開発行政担当課が範囲指定を行うもので、連絡があった際に道路都市課で分かることがあります。道路台帳図を入手の上で、担当している行政機関にご相談してください。